

# UBC情報

No. 148

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2012年10月1日(月)  
発行元 (有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝 1-6-10  
Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753



## 10月からスタートする主な制度等



来月からスタートする主な改正法や制度等をまとめました。

◎地球温暖化対策税……原油やガス、石炭などの全化石燃料に対して、CO<sub>2</sub>排出量に応じた税率が石油石炭税に上乗せされ、今後、段階的に実施されます(26年4月、28年4月)。

◎労働者派遣法の改正……\*日雇派遣の原則禁止(例外あり)、\*グループ企業内派遣の8割規制、\*離職した労働者を1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止、\*派遣会社にマージン率を公開義務付けなどです。なお、労働契約申込みなし制度(違法派遣があった場合に派遣先が直接雇用を申し込んだと見なす)は27年10月施行。

◎著作権法の改正……販売または有料配信されている音楽や映像について、違法配信であることを知りながらパソコンなどにダウンロードした場合は、刑罰の対象となります。また、DVD等のコピー防止技術を解除してパソコンなどに取り込む行為(リッピング)が違法となります(刑事罰はなし)。

◎年金確保支援法……国民年金保険料について後納制度が創設され、納めていない保険料がある場合は10年前まで遡って納めることができます(27年9月までの3年間に限る)。

◎女性労働基準規則の改正……妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を一定業務に就かせることが禁止となります。

◎雇用調整助成金の見直し……これまで緩和されていた生産量等の支給要件や支給限度日数等が見直されます(岩手、宮城、福島は6ヵ月遅れで実施)。



## 消費税増税に伴う経過措置について

消費税は、26年4月1日から8%、27年10月1日から10%に引き上がる予定となっていますが、いくつかの経過措置が設けられています。

例えば、工事等の請負について、25年9月30日までに締結した請負契約に基づき、26年4月1日以後に資産の譲渡等を行った場合は、改正前の5%が適用されます。また、27年3月31日までに締結した請負契約に基づき、27年10月1日以後に譲渡等を行った場合は8%が適用されます。

資産の貸付けについても、25年9月30日までに契約し、26年4月1日以後も引き続き貸付けを行っている場合で、契約内容が一定要件を満たしていれば、5%が適用されます。





## 資本とみなされる借入金について



### ◆「資本性借入金」とは

中小企業金融円滑化法の期限が来年3月末に到来することを踏まえ、金融庁では、中小企業の経営改善につなげる出口戦略の一環として「資本性借入金」の積極的な活用を金融機関等に要請しています。

「資本性借入金」とは、貸出条件が資本に準じた借入金のことであり、金融機関が債務者区分を判断するに当たって、負債ではなく資本とみなして取り扱うことが可能になります。

例えば、円高の影響により財務内容が悪化し、負債が資産を超える債務超過となっている企業について、既存の借入金を資本性借入金に転換できれば資本とみなされるため、債務超過が解消でき、バランスシートが改善されます。これにより、新規融資が受けやすくなるなどの効果があります。

### ◆ 資本とみなされる借入金の条件は

資本性借入金として取扱われる条件とは、償還条件、金利設定、劣後性から判断することになります。

◎償還条件：「長期間償還不要な状態」であり、契約時における償還期間が5年を超えるものであることです。また、期限一括償還が原則となります。

◎金利設定：「配当可能利益に応じた金利設定」であることです。業績連動型が原則となり、赤字の場合は利子負担がほとんど生じないことが必要です。

◎劣後性：「法的破綻時の劣後性」が確保されていることが必要です（他の債権より支払順位が低い）。

なお、資本性借入金とみなされる代表的な制度としては、日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」などがあります。



## 平成24年度地域別最低賃金が公示



今年度の地域別最低賃金について、改定額を決定した各都道府県が順次公示しています。

改定額は5～14円の引上げにより、全国平均で749円（前年度比12円増）となり、最高額は東京都の850円です。

改定額の発効日は各都道府県で異なり、9月30日～11月4日が予定されています。

地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で確認しましょう（最低賃金未滿しか支払わなかった場合、罰則もあります）。

なお、派遣労働者で派遣元と派遣先の地域が異なる場合は派遣先の最低賃金が適用されます。



## 国民年金保険料の後納制度が10月から開始

国民年金の保険料は、納期限から2年を経過した時点で納付できなくなりますが、昨年8月に成立した年金確保支援法により、平成24年10月～27年9月までの3年間に限り、10年前まで遡って納めることができる後納制度が創設されました。

後納制度により、将来受け取る年金額を増やすことや、納付期間の不足により年金を受給できなかった方が受給資格を得られる可能性があります（受給資格期間は現行25年ですが、27年10月から10年に短縮される予定）。

過去10年に未納期間がある対象者（約1700万人）には日本年金機構から順次、お知らせが送付されており、申込受けは開始されています。

# UBC社福情報

No. 148

Selected Clients & Professionals Relationship

発行日 2012年10月1日(月)  
発行元 (有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753



トピックス

## 65歳まで継続義務 改正高齢者雇用法が成立

▼少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、65歳までの継続雇用制度導入を企業に義務付ける高年齢者雇用安定法の改正案が8月29日、参議院本会議で民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決、成立しました。平成25年4月に施行されます。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止  
継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大  
継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入  
高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定  
事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。
5. その他  
厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

(参考：福祉新聞/厚労省HP)

トピックス

## 障害者優先調達推進法が成立 ～障害者の雇用・自立促進、工賃増を目指して～

▼平成24年6月20日、「障害者優先調達推進法」(「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」)が成立し、平成25年4月1日から施行されます。同法は、障害者が作る製品の優先的な購入を国や独法などに義務付け、障害者の就労機会を増やすことで自立を促進することを目的としています。

国等が商品購入や業務委託を行う際は、競争入札による契約が原則のため、民間企業に比べて競争力の弱い障害者の就労施設等では契約が難しい傾向にある、とされ、また障害者施設等で働く障害者が増える一方で、景気の低迷で民間企業から障害者施設等への発注は不安定だったこと等に鑑み、障害者施設側からは国等からの安定した仕事の受注の促進を求める声がありました。こうした声を

### ＜障害者優先調達推進法＞

- ▼障害者の自立促進のため、障害者施設等から優先的に商品を購入することを国等に義務づける
- ▼厚労大臣は物品調達のための「基本計画」を策定し、各省庁や地方自治体は「調達方針」を策定する
- ▼国は、毎年度調達目標を定めて結果を公表する
- ▼各省庁や自治体も「調達実績」をとりまとめて公表する
- ▼地方自治体は障害者施設の受注機会拡大を支援する
- ▼国の入札においては、業者の参加条件を「障害者雇用率」を考慮した内容とする

踏まえて、同法では国などに対し、障害者施設からの商品購入を優先的に行うとともに、毎年度の調達目標とその結果を公表するよう定めました。また地方自治体と地方独立行政法人に対しても、障害者施設等の受注機会を増やすよう求めました。

また、国等の行う入札の際の民間企業の参加条件として、障害者の法定雇用率の充足状況や障害者施設等との取引状況に配慮すること等を盛り込みました。

同法の成立により、障害者の就労支援に当たる関係者、障害者施設関係者等からは、効果的な自立支援とともに、工賃増・確保に対する期待が高まっており、各地で関係団体の集会が行われています。

(参考：福祉新聞／厚労省HP／公明党HP ほか)

## 特養内部留保に対する業界団体の反応 —ユニット推進協がシンポジウム—

「特養の内部留保が1法人平均3億円との厚労省の公表データに対し、全国個室ユニット型施設推進協議会(ユニット推進協)は、7月26日にシンポジウム「特養の内部留保を検証する」をさいたま市内で開催し、パネリストからは、財務省や厚労省が示すデータは実態を反映していない」などの意見が多く出されました。

特養の内部留保は、その他の積立金と次期繰越活動収支差額の合計額をその定義とした昨年12月の厚労省のデータ公表後、先月には財務省が「内部留保の金額が多い特養は、少ない特養に比べて社会福祉法人による利用者負担軽減制度(社福減免)の実施率が低い傾向にある、という調査結果を発表しています。ユニット推進協では、資金収支計算に基づいた調査をまとめているとされ、「平均値は判断を誤らせる」などの意見とともに、「運用可能な内部留保の中には運営のために必要不可欠な資金が多く含まれている」「退職金や事業再生のための資金が必要」「他施設の建設資金等は必要な資金」などの意見が出されました。

財務省のコメントは障害サービス事業実施法人の内部留保(5.8億円とされている)にも及んでいるほか、保育所においても同様の調査がなされており、今後の社会福祉事業全体への影響が注目されています。(参考：ユニット推進協HP／CBニュース)

## 介護職員の離職率、過去最低 —平成23年度介護労働実態調査—

▼(財)介護労働安定センターは、介護事業所調査としての「平成23年度介護労働実態調査」及び介護労働者調査としての「介護労働者の就業実態と就業意識調査」の結果を公表しました。

昨年の介護職員の採用率は21.0%、離職率は16.1%、増加率は4.9%で、沖縄県を除くすべての都道府県で増加率がプラスの結果となりました。(沖縄県は±0)離職率については、平成16年度の調査開始以来、史上最低を記録しましたが、一方で職員不足に悩んでいる事業所は、2年連続で半数を超える結果となりました。

また介護労働実態調査の中では、介護保険事業者の経営主体別データや規模別データ、平均要介護度データなど、厚労省の公表している統計データとは異なる、事業経営上興味深い情報も掲載されています。

	調査数 (無作為抽出)	有効 回答数	有効 回収率
介護実態調査	17,151 事業所	7,070 事業所	41.2%
就業実態と 就業意識調査	51,453人	18,187人	35.3%

(参考：(財)介護労働安定センターHP／CBニュース)